

俸給の訂正に関する訓令を次のように定める。

昭和36年8月28日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

俸給の訂正に関する訓令

改正	昭和38年	4月25日	防衛庁訓令第18号	
	同	40年	2月26日同	第9号
	同	60年	12月21日同	第42号
	平成	2年	10月1日同	第38号
	同	4年	4月17日同	第38号
	同	6年	8月25日同	第44号
	同	18年	3月31日同	第63号
	同	19年	1月5日同	第1号
	同	19年	8月30日	防衛省訓令第145号

- 1 防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。）の俸給の決定に誤りがある場合において、当該職員の任免権者がこれを訂正しようとするときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（昭38庁訓18・昭40庁訓9・昭60庁訓42・平2庁訓38・平6庁訓44・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓145・一部改正）

- 2 前項の規定により俸給の訂正を行なうに当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ防衛大臣又はその指定する者の承認を受けなければならない。

（昭40庁訓9・追加、昭60庁訓42・平2庁訓38・平4庁訓38・平19庁訓1・一部改正）

附 則

この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則（昭和38年4月25日庁訓第18号）

この訓令は、昭和38年4月25日から施行する。

附 則（昭和40年2月26日庁訓第9号）（抄）

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この訓令（前項ただし書に規定する改正規定並びに第7条、第13条、第14条の別表第1から別表第3まで及び第26条の規定を除く。）による改正後の各訓令の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年4月17日庁訓第38号）

- 1 この訓令は、平成4年4月17日から施行し、改正後の俸給の訂正に関する訓令の規定は、同月1日から施行する。
- 2 俸給の訂正に関する訓令第1項の規定によりその者の俸給月額に係る昇給期間を短縮されている職員が、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成4年政令第152号）附則第3項の規定の適用を受けた場合には、改正後の俸給の訂正に関する訓令第3項の規定中「第2項若しくは第3項又は第6条の7第1項若しくは第2項」とあるのは「若しくは第2項、

第6条の7第1項若しくは第2項の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成4年政令第152号）附則第3項」と、「第7号まで」とあるのは「第7号まで又は防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第3項」と読み替えて同項の規定を適用する。

**附 則**（平成6年8月25日庁訓第44号）

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

**附 則**（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。